

【成田市学校教育振興基本計画の位置付け】

- 1) 教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定します。
- 2) 第5次総合計画を上位計画とし、政策等の整合性を図ります。
- 3) 生涯学習分野については、「第2次生涯学習推進計画」（平成23～32年度）や「第2次生涯スポーツマスタープラン」（平成23～32年度）が策定されていることから、対象範囲は学校教育を基本とします。ただし、学校教育に関連する生涯学習等の施策については本計画の中に位置付けるものとします。

